

# トーマツ チャイナ ニュース

## 中国の投資・会計・税務情報

Vol.148 March 2015

### Contents

#### 投資情報

「外商投資産業指導目録(2015年改正)」の施行

～進む外商投資に対する規制緩和～.....2

外貨登記に対する手続の簡素化及び会社法の内容改正を反映

～匯発[2015]13号の施行～.....6

中国資本市場の概要①.....10

#### 税務情報

税務当局による個人所得税管理の強化 ～デロイト中国発行「GES NewsFlash」より～.....13

#### 新刊のご案内

「中華人民共和国 企業会計準則 2014年改訂 増補版 -日中対訳-」.....15

#### M&A 実務セミナー

中国現地法人の再編・撤退・不正対応実務.....16

中国業務に関する主なお問合せ先.....17

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室  
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟  
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346  
E-Mail: [chinanews@tohatsu.co.jp](mailto:chinanews@tohatsu.co.jp)

## 投資情報

### 「外商投資産業指導目録(2015年改正)」の施行 ～進む外商投資に対する規制緩和～

2015年3月10日付で「外商投資産業指導目録(2015年改正)」(国家発展改革委員会 商務部令 第22号 以下、“2015年版目録”と表記)が公布され、4月10日より施行されます。2015年版目録では、大筋において2014年に意見聴取が行われた「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」(以下、“意見聴取稿”と表記)における対外開放の方向性が維持されています<sup>1</sup>。今回の改正では、製造業及びサービス業を中心に大幅な制限類項目の削除が行われ、外資比率に関しても条件の緩和が目につきます。「外商投資産業指導目録」の改正は今回で6度目ですが、過去の改正との比較においても大幅な外資規制の見直しが行われており、外資の参入を促進したい中国当局の意図が明確に示された形です。

#### 1. 外商投資産業指導目録

中国において外商投資プロジェクトは、国家発展改革委員会が定める「外商投資産業指導目録」(以下、“目録”と表記)により、奨励類、許可類、制限類、禁止類<sup>2</sup>の4種類に分類され、分類ごとに審査認可権限や享受できる優遇政策等が定められています。1995年に初めて目録が公布されて以来、その時々を外資政策を反映する形でこれまで5度の改正が行われてきました。以前は、奨励類に該当すればプロジェクトの審査認可段階で認可が得やすい、企業所得税等に関する優遇制度を享受できる等のメリットがありました。今日においては、審査認可権限の下部機関への委譲や届出制への移行、優遇制度の廃止が進んでおり<sup>3</sup>、奨励類に該当することのメリットは目録の導入当初と比較すればきわめて限定的です<sup>4</sup>。また2015年版目録の公布には、これまで区別されてきた外商投資プロジェクトに関する管理を、内資との統一的な管理体系へと集約する意図が反映されています。

#### 2. 改正のポイント

国家発展改革委員会の説明によれば、2015年版目録の趣旨として、①外資参入規制緩和 ②外資の(特定領域への)誘導 ③政策体系の構築の3点があります。1点目の「外資参入規制の緩和」は、制限類リストの大幅な縮小、外資比率に関する規制の見直しにより具現化されています<sup>5</sup>。今回

【表1: 分類ごとの項目数の変化】

分類	2011年版目録	2015年版目録	減少
奨励類	354	349	5
制限類	79	38	41
禁止類	38	36	2

<sup>1</sup> 意見聴取稿については、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.144 (2014年11月号)」を参照のこと。

<sup>2</sup> 「外商投資産業指導目録」において規定されるのは、奨励類、制限類、禁止類であり、目録に規定のないプロジェクトは許可類とされる。

<sup>3</sup> 詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.147 (2015年2月号)」を参照のこと。

<sup>4</sup> 現在適用される税制面における優遇は、一定条件を満たした場合に投資総額の範囲内で認められる自家用設備等の輸入関税の免税等のみである。

<sup>5</sup> 国家発展改革委員会ホームページ上のプレスリリースより。

の改正により、制限類項目は79から38へと大幅に減少しました。但し、一般的な製造業・サービス業に関する規制は大幅に見直しが行われた一方で、意見聴取稿では緩和の方向にあった文化・教育関連業種等の規制緩和の見送りや規制強化が行われており、外資を特定の領域へ誘導したい中国当局の思惑が反映されたものとなっています。

結果として、今回の改定により許可類プロジェクトが大幅に増加したことになりますが、政策体系構築の側面においては、許可類項目について外資の出資比率に関する制限を維持しない旨が同時に説明されており、今後、外資政策の透明性が増すものと期待されます。また、“中国側の持分支配”要求のない奨励類及び許可類の外商投資プロジェクトには、その投資総額に関わらず届出制が適用されますので、制限類リストの縮小は、多くのプロジェクトが認可制から届出制へ移行されることに直結します<sup>6</sup>。

#### (1) 奨励類

項目数に大きな変化はありません。奨励類リストに新たに追加された項目としては、養老機構があります。これについては2015年版目録の公表前から民政部、商務部により外資奨励に関する通知が公布される等、今後の外資参入が期待される領域です。また、外資比率に関する制限が緩和された項目としては、定期・不定期国際海上輸送業務があり、これまでの“中国側の持分支配”から“合併・合作のみ”へ改められました。

#### (2) 制限類

制限類リストに関する業種別の主要な改正点は下表の通りです。

制限類の項目数は、「外商投資企業産業指導目録(2011年改正)」(以下、“2011年版目録”と省略)の79項目から38項目へ、大幅に減少しました。とりわけ大幅な項目の削除が行われたのは、製造業及びサービス業です。製造業では、農副産物加工業の一部、飲料製造業、石油加工業、化学原料・化学製品製造業、化学繊維製造業、通用設備・商用設備製造業や医薬品製造業における、すべての項目が制限類リストから削除されています。この中には、工事用重機種の各種車両の製造等も含まれています。

一方、今回新たに制限類リストに加わった項目としては、自動車完成車・業務用自動車・オートバイの製造や医療機構等があります。前者は規制緩和が期待された項目ですが、意見聴取稿同様、制限類に分類され、自動車産業政策に関する現行の規定<sup>7</sup>がそのまま維持されています。医療機構は、2011年版目録においてそれまでの制限類から許可類に変更され、外資の参入が促進されるものと考えられていましたが、2015年版目録において再び制限類へと分類変更されていますので注意が必要です。

<sup>6</sup> 外商投資企業の設立には、発展改革員会等のプロジェクト認可の他に、商務部等の認可が必要である。

<sup>7</sup> 「自動車工業産業政策」(国家発展改革委員会令第8号 2004年5月21日公布、同日施行)に、中国側の出資比率が50%を下回ってはならない旨が定められている。

【表 2： 制限類リストの主要な改正点】

2015 年版目録における業種	主要な改正点等（一部抜粋）
一、農業・林業・牧畜業・漁業	・希少樹種原木加工（合弁、合作のみ）、綿花（種綿）加工を削除。
二、採鉱業	・海洋マンガン団塊、海砂の採掘（中国側の持分支配）等を削除。
三、製造業	・項目数を 32 項目から 8 項目に縮小。 ・農副産物加工業の一部、飲料製造業、石油加工業、化学原料・化学製造業、化学繊維製造業、通用設備・商用設備製造業や医薬品製造業等の全部を削除。 ・自動車完成車・業務用自動車及びオートバイの製造（中国側の出資が 50% を下回らない）等を追加。 ・意見聴取稿で制限類から外されていた、出版物の印刷業（中国側の持分支配）は、制限類リストに残留。
四、電力・熱エネルギー・ガス・水の生産及び供給	・電力網の建設、運営（中国側の持分支配）を削除。
五、交通輸送、貯蔵及び郵政業	・鉄道貨物輸送会社、出入国自動車輸送会社を削除。
六、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業	・付加価値電信業務に関する外資比率制限（50% を超えない）の対象から電子商取引を除外。
七、卸売・小売業	・直接販売・通信販売・インターネット販売、穀物・綿花等の小売・配送、音響・映像製品（映画を除く）の流通（合作のみ）を削除。
八、金融業	・保険ブローカー会社を削除。
（不動産業）	・土地の大規模開発（合弁、合作のみ）等 3 項目すべてを削除。
九、リース及びビジネスサービス業	・法律コンサルティングを削除。（但し、「中国法務コンサルティング」として禁止類リストへ）
十、科学研究及び技術サービス業	・輸出入商品検査・鑑定・認証会社、撮影サービス（空中撮影等の特殊撮影サービスを含むが、測量航空撮影を含まず、合弁に限定）を削除。
十一、教育	・高等教育機構、就学前教育機構（共に合作のみ、中国側主導）の 2 項目を追加。 ・すべての項目において、（合作のみ、中国側主導*）の条件を追加。 *“中国側主導”とは、学校長または主要な事務責任者が中国国籍を有していることを指し、中外合作経営機構の理事会、董事会または聯合管理委員会における中国側構成員が二分の一を下回ってはならない。
十二、衛生、社会サービス	・医療機構（合弁、合作のみ）を追加。
十三、文化、体育と娯楽業	・娯楽場の経営（合弁、合作のみ）を削除。 ・映画館の建設・経営（中国側の持分支配）、大型テーマパークの建設・経営等は制限類として残留。

### (3) 禁止類

今回削除された項目としては、開口式(酸性霧直接排出式)鉛酸電池・水銀を含むボタン型酸化銀電池・水銀を含むボタン型アルカリ性亜鉛マンガン電池・ペースト式亜鉛マンガン電池・ニッケルカドミウム電池の製造、珪瑯製品の生産、中国伝統工芸の緑茶・特殊茶の加工(銘茶、黒茶等)等があり、これらはすべて製造業の項目です。新たに追加された項目には、中国法務コンサルティングがあります。これは2011年版目録において制限類リストに法律コンサルティングとして記載されていたものです。2015年版目録では禁止類とされ、さらに“中国の法律環境アセスメントに関する情報提供”は禁止類から除外される旨の記載がありますが、その定義は明確になっていません。また、項目の一部が追加された業種には、各種地図の作成業務、インターネット出版サービス、文化財競売の競売会社・骨董店の経営等があります。

意見聴取稿において禁止類から制限類に変更されていた、音響・映像製品及び電子出版物の制作業務(中国側の持分支配)は、2015年版目録では禁止類リストに残留する結果となりました。

### 3. まとめ

2015年版目録の施行により、中国市場の更なる対外開放が期待されます。今回の改正により制限類リストから削除された業種の大部分は許可類へ変更されており、外商投資プロジェクト管理の合理化、内・外資に対する統一的な管理体制の実現へ大きく前進するものと期待されます。今後公布されるとみられる“外国投資法”<sup>8</sup>等の動向に注意する必要があるものの、外国投資者にとっては大部分の業種において歓迎すべき内容であると言えます。

---

<sup>8</sup> 商務部は2015年1月19日、「外国投資法(意見聴取稿)」を公表、2月17日まで意見聴取を行った。「外国投資法(意見聴取稿)説明」によれば、中国における外資利用が新しい段階に入ったとして、現状と矛盾のある外資三法(「中外合弁企業法」「中外合作経営企業法」「外資企業法」)を中心とする体系からの移行を意図している、としている。

## 外貨登記に対する手続の簡素化及び会社法の内容改正を反映 ～ 匯発[2015]13 号の施行～

2015 年 2 月 13 日付け公布「直接投資外貨管理政策の更なる簡素化及び改善に関する通知」(匯発[2015]139 号、以下“139 号通知”と表記)が同年 6 月 1 日より施行され、外貨管理手続の更なる簡素化が図られています。139 号通知は、2012 年以降「直接投資外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知」(以下“匯発[2012]59 号”と表記)及び「外債登記管理弁法」(以下“匯発[2013]19 号”と表記)により、資本取引における規制緩和及び手続の簡素化を一段と進めたものとなっています。

139 号通知は、本則と付属文書「直接投資外貨業務操作ガイドライン」(以下“直接投資ガイドライン”と表記)から構成されています。直接投資ガイドラインは匯発[2013]19 号の付属文書「国内直接投資業務操作ガイドライン」を踏襲しつつも、139 号通知による外貨管理手続の更なる簡素化及び 2014 年 3 月施行の改正「会社法」の改訂内容を反映したものとなっています。すなわち、外貨管理局による審査・認可から銀行での審査への変更と、出資検証や外貨年度報告制度など 2014 年 3 月 1 日施行の改正「会社法」による授權登録資本金制度<sup>9</sup>の導入に伴う変更を反映しています。

139 号通知による主要な変更点としては、

- (1) 外貨登記時の手続の簡素化
- (2) 対中直接投資時の外国投資者の出資確認登記の簡素化
- (3) 外貨年度報告の取消及び權益登記への変更
- (4) 国外再投資外貨届出の取消

の 4 点が挙げられます。上記(1)と(4)は外貨管理手続の更なる簡素化を意図し、また上記(2)と(3)は改正「会社法」との整合を図ったものです。

本稿では、この中でも特に日系企業に関連のある上記(1)から(3)について、その詳細を説明します。

### 1. 139 号通知の概要

#### (1) 外貨登記時の手続の簡素化

従来、外商投資企業の設立時、営業許可証の取得後に、外貨登記<sup>10</sup>をする際には外貨管理局の審査・認可が要求されていました。これまで企業は設立認可の取得に加え、所在地の外貨管理局で外貨登記を実施後に銀行での各種外貨口座の開設が認められました。しかし、139 号通知の施行後は、外貨管理局に代わり銀行が外貨登記の審査及び登記手続を行います。

<sup>9</sup> 授權登録資本金制度とは、将来払込む予定の資本金総額、出资方式、出資期限等を定款に記載し、登記するもの。参照資料：トーマツ チャイナ ニュース Vol.134 号(2014 年 1 月)、Vol.136 号(2014 年 3 月)。

<sup>10</sup> 匯発[2013]19 号の施行時に、“外貨登記”はその名称が“企業基本情報登記”へと変更され、139 号通知においても“企業基本情報登記”と表記されている。但し、現在も“外貨登記”と通称されることが多いため、本稿では“外貨登記”の表記としている。

これにより、外商投資企業の設立時には、外貨口座の開設まで全て外貨管理局での審査・認可が不要となり、銀行での手続で完結することとなります。なお、外商投資企業の設立準備口座となる、外貨前期費用口座は、2013年5月に施行された匯発[2013]19号により、既に銀行での手続のみで開設が可能となっています。

**【外貨登記時の手続の変更点(変更箇所を下線にて表示)】**

	2015年5月31日まで(匯発[2013]19号)	2015年6月1日以降(139号通知)
<b>審査機関</b>	<u>外貨管理局</u>	<u>銀行</u> (但し、 <u>国家外貨管理局及び地方外貨管理局</u> は、銀行を通じた間接監督管理を実施する)
<b>主要な 審査書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内直接投資外貨登記業務申請表<sup>11</sup></li> <li>● 組織機構コード及び営業許可証副本</li> <li>● 関連主管部門の設立認可証書</li> <li>● 外国投資者がその国内合法所得をもって国内再投資により外商投資企業を新規設立する場合、主管税務部門が発行する税務証明<sup>12</sup>の原本(但し、規定により提出不要の場合を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同左</li> <li>● 同左</li> <li>● 同左</li> <li>● 外国投資者がその国内合法所得をもって国内再投資により外商投資企業を新規設立する場合、主管税務部門が発行する<u>税務証憑の原本(サービス貿易等項目<sup>13</sup>の対外支払い税務備案表、但し、規定により提出不要の場合を除く)</u></li> </ul>

**(2) 対中直接投資時の外国投資者の出資確認登記の簡素化**

外貨管理規定では、外国投資者が出資金を払込む都度、会計事務所による出資検証(驗資)及び同報告書を外貨管理局に対し提出することが要求されています。匯発[2012]59号の施行により、会計事務所は従来の紙ベースではなく、外貨管理局関連業務システムを通じて情報確認を行うことが可能となり出資検証手続の効率化が図られたものの、現在まで、依然として会計事務所による出資検証手続が要求されています。

しかし、2014年3月1日施行の改正「会社法」、「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」などの補充通達により、“暫定的に授權登録資本金登記制度を実施しない業種<sup>14</sup>”以外には、企業の登録資本金の払込み状況の審査承認を実施しないとのルールに変更されており、原則、出資検証が不要となっています。しかし、外貨管理部門においては、改正「会社法」の改定項目を反映させた補充通達の公布がなく、出資払込み時においても出資検証報告書を必要とする条項が存続したままであり、改正「会社法」との齟齬が生じていました。

今般、139号通知により払込み資本に対して出資検証報告書の提出が不要と規定され、出資確認登記の手続が簡素化されます。139号通知により、出資確認登記は企業の出資入金登記申請と銀行での国内直接投資貨

<sup>11</sup> 正式には“国内直接投資基本情報登記業務申請表”。

<sup>12</sup> 「サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知」(匯発[2013]30号)の施行を受け、税務証明が廃止され、5万米ドル相当超の対外送金について、税務証明に代わりサービス貿易等項目の対外支払い税務備案表が要求されている。

<sup>13</sup> 再投資の原資が利潤、配当(中国語:利潤、股息)等であれば、經常取引(サービス貿易取引)の管理を受ける。

<sup>14</sup> 参照資料:トーマツ チャイナ ニュース Vol.136号(2014年3月)。

幣出資入金登記のみで完了します。これにより出資払込み資金の取扱いについては、外貨管理規定においてもようやく改正「会社法」との整合が取れた状態となりました。

但し、外貨資本金の人民元転時に、直近の出資検証報告書の提出を要求している匯綜発[2008]142号等は、いまだに有効な状態であり、外貨資本金の人民元転の手続においては、依然として改正「会社法」と外貨管理規制との齟齬が解消されていないため、引続き、補充通達等の公布が待たれる状態です。

### (3) 外貨年度報告の取消及び権益登記への変更

改正「会社法」の施行に伴い、2014年より年度検査制度から年度報告制度に変更されています。この年度報告制度の規定の一つとして、商務部を始めとする5部門の共同年度報告について定めた「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)が挙げられます。この商資函[2014]175号の公布機関に国家外貨管理局も含まれていますが、外貨管理に係る年度報告としては「2014年外商投資企業の年度外貨経営状況の申告に関する関連問題の通知」(以下“匯綜発[2014]58号”と表記)も施行されており、実務的には匯綜発[2014]58号により年度報告を実施します。すなわち、実務的には外貨管理局宛の申告を同局 Web サイト上の直接投資外貨管理情報システムで実施する一方で、他の政府機関が共同で実施するオンライン・システム上の集中受付での申告を不要としています。

今般、139号通知により外貨年度報告(原文:外匯年檢)を取消し、既存権益(中国語:存量權益)登記に変更するとしています。これにより、外貨年度報告よりも更に報告事項が簡素化されると共に、報告期限も2014年の場合には5月12日から8月31日とされていましたが、139号通知により毎年1月1日から9月30日までと、更に期限が延長されることとなります。

但し、2015年の外貨年度報告については、2014年と同様に直接投資外貨管理情報システムによる権益登記のみで良いとされるのか、別途、他の政府機関が共同で実施するオンライン・システム上の集中受付での申告も必要とされるのかは、現時点では不明であり、実務的には2015年の外貨年度報告に係る通知を確認した上で、対応する必要があります。

#### 【為参考:外貨年度報告と権益登記との比較】

	2014年の外貨年度報告	権益登記
主要な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業基本情報表</li> <li>● 2013年末貸借対照表</li> <li>● 2013年度損益計算書</li> <li>● 2013年度の外商投資企業外国投資者側の出資持分統計表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年末の国内直接投資の既存権益額</li> <li>● (もしあれば)前年末の海外直接投資の既存権益額</li> </ul>
報告システム	外貨資本項目システム	同左
報告期限	2014年の5月12日から8月31日	毎年1月1日から9月30日まで



## 2. 留意事項

匯発[2012]59 号及び匯発[2013]19 号は、外貨管理局と銀行において重複する手続を整理し、審査の効率化を進めたものです。一方、139 号通知では、外商投資企業を新規設立する際に要求される外貨登記について、国家外貨管理局及び地方外貨管理局は、銀行を通じた間接監督管理の実施を謳っており、一段の規制緩和が規定されています。このように審査手続を銀行に授権する一方で、審査時の要求書類には特段の変化がないなど、これまで通り、実需に応じた厳格な審査が実施される旨に、留意する必要があります。

また今回、外貨登記について、外貨管理局の審査・認可から銀行における審査・登記へと変更されましたが、外商投資企業が海外から資金を調達する際に必要とされる外債登記(開設・変更・抹消)については、依然として外貨管理局の審査・認可が必要とされています。更に、外債資金及び外貨資本金の人民元転資金の用途は原則、経営範囲に限定されるなど、海外からの調達資金に対しては厳格管理が維持されていますので、注意が必要です。

## 3. 規制緩和に係る今後の動向

匯発[2015]139 号では、外貨資本金の人民元転制度については特段の変更が加えられておらず、“「一部地区での外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行の展開に係る関連問題の通知」(匯発[2014]36 号)等の関連規定に基づき、引続き、自由元転政策を実施する”と定めるに止まります。従いまして、現時点では上海自由貿易試験区及び天津濱海新区や蘇州園区を含む合計 17 の経済特区・開発区等においてのみ、外貨資本金の自由元転政策が認められている状況に変化はありません<sup>15</sup>。しかし、2014 年 12 月 21 日に公布された「上海自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験の推進に関する通知」(国発[2014]65 号)では、国务院が外貨管理局に対し要求する作業工程表には、2015 年 6 月 30 日までに外貨資本金の自由元転を推進させるよう求めていますので、今後、当該項目に関する更なる規制緩和が期待されており、その動向も注目されます。

<sup>15</sup> 参照資料: トーマツ チャイナ ニュース Vol.141 号(2014 年 8 月)。

## 中国資本市場の概要①

中国では、2012年11月を最後にIPOの承認を停止していましたが、2014年1月、14か月ぶりにIPOが再開されており、その後も上場審査のスピードが速まっています。また株価も、2014年11月以降、特に中国国内金利の低下を受け、上昇基調にあり、中国資本市場が語られる場面が増えてきました。

このような中国資本市場の状況を踏まえ、トーマツチャイナニュースでは、今月号から複数回に亘り、中国資本市場の概要を説明します。

### 1. 概要

1990年の上海証券取引所(以下、“上海取引所”)及びシンセン証券取引所(以下、“シンセン取引所”)の設立以来、中国の株式市場は急速な発展を遂げてきました。2007年、上海取引所及びシンセン取引所に上場する企業の株式時価総額の合計が東京証券取引所を初めて上回り、ここ半年、上海取引所及びシンセン取引所の株式時価総額の合計が、東京証券取引所を上回る状況が続いています。2014年には、上海コンポジット・インデックスも、年間で世界最高の52.87%の上昇を記録するに至っています(同期の日経平均株価指数は7.12%の上昇、アメリカS&P500は11.74%の上昇、MSCIヨーロッパインデックスは5.68%の下落)。株式時価総額では、上海取引所、シンセン取引所はいずれも世界の10大証券取引所に位置づけられ(それぞれ、第5位、第8位)、中でも上海取引所は、ニューヨーク証券取引所、ナスダック市場、東京証券取引所、ロンドン証券取引所に次ぐ規模を有しています。

2015年3月時点における中国の株式時価総額は約41兆人民元(日本円で約820兆円)に達していますが、対GDP株式時価総額比率は65%(先進国における当該比率は通常100%~150%、日本100%、アメリカ125%、イギリスは120%)です。もし今後も中国のGDP経済が継続的に成長を続ければ、長期的な視点から、中国株式市場は十分な発展可能性を有しているとの見方もあります。

### 2. 資本市場の構成

中国の資本市場は、取引所市場及び店頭市場から構成されています。

取引所市場	・メインボード市場 ・二板市場(“創業ボード市場”とも言います)
店頭市場	・三板市場(全国中小企業株式譲渡システム) ・四板市場(地域性株式取引センター)

中国の資本市場は上記4階層で構成されており、企業の発展段階、規模に応じた融資サービスを提供し、多様化する企業の資金ニーズに対応しています。

### 3. 各市場の位置づけ及び特徴

#### (1) 取引所市場

##### ① メインボード市場

メインボード市場には上海取引所メインボード、シンセン取引所メインボード及びシンセン取引所中小企業ボードがあります。シンセン取引所のメインボードでは、上海取引所との役割の重複を解消するために、すでに 10 年以上新規上場の申請を受け付けておらず、中小企業ボードのみ新規上場の取り扱いを行っています(すでに上場されている企業の取引及び再融資は通常通り実施されています)。従いまして、メインボード上場を行う場合の選択肢としては、上海取引所メインボードとシンセン取引所中小企業ボードとなり、前者は大規模企業、後者は中小規模の企業が対象となっています。

##### ② 二板市場(創業ボード市場)

日本におけるジャスダックやマザーズに相当する市場で、高成長・ハイテクの中小企業の資金調達や資本運用をサポートする市場です。二板市場では、企業の発展可能性や潜在的な成長力が重視されているため、その上場基準(とりわけ財務基準)はメインボードより緩やかです。

2015 年 3 月 11 日時点における、各取引所の状況は以下の通りです(括弧内は日本円の換算額です)。

項目	メインボード			二板 (創業ボード)
	上海 メインボード	シンセン メインボード	シンセン 中小企業ボード	シンセン 創業ボード
a. 上場企業数	1,009 社	480 社	740 社	421 社
b. 株式時価総額	25.45 兆人民元 (約 510 兆円)	6.23 兆人民元 (約 125 兆円)	6.55 兆人民元 (約 131 兆円)	3.04 兆人民元 (約 61 兆円)
c. 1 社あたり 株式時価総額 (b/a)	252 億人民元 (約 5,040 億円)	130 億人民元 (約 2,600 億円)	88 億人民元 (約 1,760 億円)	72 億人民元 (約 1,440 億円)
d. 平均実績株価収益率	16.47%	27.40%	50.68%	83.01%

#### (2) 店頭市場

##### ① 三板市場

現在の“全国中小企業株式譲渡システム”は、国务院の認可を経て、証券法に基づき 2012 年 9 月、正式に登記・設立された店頭の証券取引市場で、“新三板”と呼ばれています。当該市場は中国証券管理監督委員会による統一管理が行われています。新三板は、主に非上場株式会社の株式の公開譲渡や非上場株式会社への融資、買収に関連するサービスを提供しています。

新三板は全国規模の店頭取引市場であり、機関投資家及びプロの個人投資家(500 万人民币元を超える金融資産を有すること等の条件があります)のみを対象とする市場であることから、二板(創業ボード)と比較すると公開基準は低く、通常、財務諸表の数値(資産、収入、利益等)に関する基準は設けられていません。

## ② 四板市場

地域性株式取引センター(以下“地方株式取引所”)は、地方政府の認可を経て設立され、地方政府金融事務室の管轄に属する、地域でのみ流通する株式及び債権の取引場であり、主に地方の零細企業向け融資機能を有しています。地方株式取引所は、機関投資家及び特定の個人投資家(条件は地方により異なります。)のみを対象とした市場です。

公開基準に対する客観的数値基準はなく、通常、財務諸表の数値(資産、収入、利益等)に関する基準は設けられていません。現在、ほぼ全ての省または直轄市ごとに、合計約 30 の地方株式取引所が設置されています。その主な機能としては、株式譲渡、決済、登記、市場監督、売買代理、市場開拓、第三者割当増資、企業買収、研究開発等が含まれ、投融資サービスと株式取引の機能を果たしています。

また、取引量及び規模は取引所により異なります。例えば、上海、シンセン前海、天津の地方株式取引所では、全国レベルの影響力を獲得している一方で、その他の大部分の地方株式取引所の影響力は、当該地方に限ったきわめて限定的なものです。

従いまして、当該市場の位置づけは、各所在地の零細企業の融資ニーズに対する資金調達のための提供に限られます。また、法律的制限により、現在、地方株式取引所では相対取引方式しか採用することができず、登録しても結果として資金調達できない可能性があります。

## 税務情報

### 税務当局による個人所得税管理の強化

～デロイト中国発行「GES NewsFlash」より～

#### 概要

現在、中国各地の税務局は個人所得税の徴収管理の強化に力を入れており、その一環として、個人および企業に対する調査もより頻繁に、より広く行われるようになってきている。この傾向は 2015 年も続き、特に中国に勤務する外国籍個人と国外源泉所得のある中国籍個人が焦点になるものと予想されている。

#### ポイント

##### 中国に勤務する外国籍個人について

近年、税務局は明らかに、中国に勤務する外国籍個人の個人所得税に係るコンプライアンスに着目している。以下は北京、広州、上海および江蘇省の当局の主な動きをまとめたものである。

##### 北京

2013 年の後半に北京市地方税務局は、個人所得税の徴収とクロスボーダーの人員派遣に対する管理を強化するために国際税務管理処を設置した。その後、以下のような動きがある。

- 5つの区(朝陽、東城、西城、海淀および順義)にある、比較的多くの外国籍の従業員がいる外商投資企業は、外国籍個人に係る個人所得税の“自己検査”を行うよう求められた。この検査はすでに完了しているが、自己検査の結果に基づき、今後、税務調査が行われる可能性もある。
- 北京市地方税務局は北京に勤務する外国籍個人の個人所得税のコンプライアンスを改善するために、関連の当局(北京市工商管理局、北京市人力資源および社会保障局、北京市公安局等)と、情報の共有と交換に関する取決めを行った。未納税金がある外国人は、中国から出国できなくなる可能性もある。

そのほか、個人所得税調査の件数も増加している。前回は自己検査の対象とならなかった外商投資企業も今後、自己検査の対象となる可能性がある。

##### 広州

2013 年に広州の税務局が出した内部通達(穗地税函[2013]98 号)では、すべてのレベルの税務局に対して、税務調査を実施するか、あるいは自己検査の実施を企業に求めることを要求している。外国籍(香港、マカオ、台湾籍を含む)の従業員がいる企業は、これらの従業員に以下の状況がある場合、税務調査または自己検査の対象となる可能性が高い(特に、高級管理職の場合)。

1. 絶えずゼロ申告を行っている
2. 所得の申告額が低い
3. 国外の企業から支給される給与所得がある

広州市地方税務局は、2014 年 1 月に大企業税収管理局を設置し、広州にベースを置く企業の本社と子会社、および年納税額が 3 千万元以上の地方税の納税者(源泉徴収義務者を含む)に対する徴税と管理を行っている。

一部の区レベルの税務局(大企業税収管理局を含む)は、現場での税務調査あるいは書類の作成と全区を範囲とする調査および自己検査に関する正式な通知を發布した。納税者と源泉徴収義務者は、検査結果と関連書類を短期間に提出するよう求められた。検査の対象期間は3~5年であり、場所によって異なる。

### 上海と江蘇省

上海と江蘇省の税務局は特定の外商投資企業の外国籍従業員のコンプライアンスに対する税務調査と自己検査を頻繁に行っている。また、これらの税務局は、ストックオプションプランの登記と申告、企業の年度清算と外国籍個人の抹消登記手続に関するルール等を厳格に実施するようになっている。

### 国外源泉所得のある中国籍個人について

現行の個人所得税法によれば、中国籍個人は原則として全世界所得が中国の個人所得税の課税対象となる。これまでこの全世界所得課税は厳しく実施されていなかったが、この現状が変わろうとしている。経済協力開発機構(OECD)による税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトは、クロスボーダーの取引と人の移動に係る税務管理に対する国際協力を強化することを意味しており、中国はこのプロジェクトを強く支持することを表明している。したがって、クロスボーダーの取引に従事している個人または国外源泉所得のある個人はより厳しい審査を受けるようになる可能性がある。多くの地域では、現地の税務局がすでに国外源泉所得のある中国籍個人に対する管理の改善を図り、あるいは図ろうとしている。この傾向は、予想されている個人所得税の総合課税制度導入に向けた改革の方向性とも一致している。

### 北京

北京市地方税務局はまだ、国外源泉所得のある中国籍個人の管理に関する具体的な計画を発表していないが、我々の理解によれば、これは国際税務管理処の2015年のプロジェクト計画に含まれている。また、最近の税務調査の内容には、中国籍の海外出向者に係るコンプライアンスも含まれており、海外出向期間中に中国企業が支払い、あるいは負担した海外出向者の国外源泉所得に対して源泉徴収義務を履行していなかったとして、税務局から指摘を受けた企業もある。

### 広州

中国籍の海外出向者に対する個人所得税の徴収に関する穗地税函65号の発布を受けて、150社の大手企業は最近、広州の税務局から、中国籍の海外出向者に係る中国税務上の取扱いとそれに対応する企業の源泉徴収義務に関するトレーニングに出席するよう求められた。今後はより多くのアクションがとられる可能性がある。

### 上海と江蘇省

北京と同様に、一部の税務局の自己検査書類には海外出向者の個人所得税の申告状況に関する項目が含まれており、適切な内部管理が行われていない企業は税務局から指摘を受ける可能性がある。また、一部の税務局は海外出向者の個人所得税申告(特に海外出向期間における国外源泉所得の申告)に係る企業の責任について、厳しい態度をとっている。

## 新刊のご案内

### 「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版 -日中対訳-」

2014 年 12 月発刊 / B5 版 1,500 円 (税込 / 送料込) / 本文 178 ページ

有限責任監査法人トーマツ 中国室刊 \*書店でのお取り扱いはございません。

#### 【企業会計準則とは】

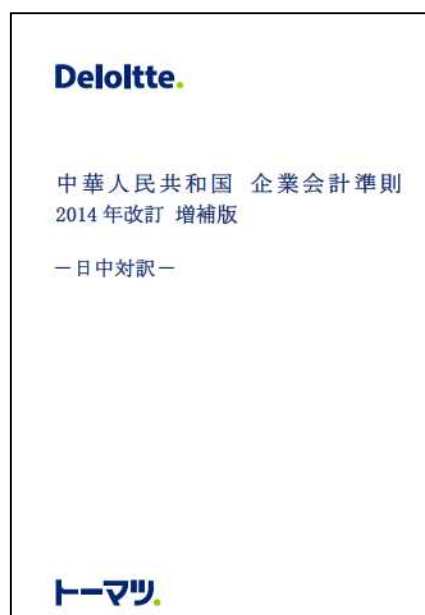
中国は、社会主義市場経済のさらなる発展を目指すべく、2006 年 2 月 15 日に「企業会計準則」を公表し、2007 年 1 月 1 日から上場企業に対して適用するとともに、それ以外の企業に対してもその適用を奨励してきました。「企業会計準則」の特徴は、部分的には中国特有の状況を反映させていますが、基本的には国際財務報告基準(IFRS)への収斂を指向したものであり、大筋では同等性が図られた内容となっています。

2014 年に入り、この「企業会計準則」のうち 5 つの具体準則の改訂及び 3 つの具体準則の新設が行われました。この 8 つの具体準則は、いずれも 2014 年 7 月 1 日より施行されており、「企業会計準則」を適用している企業は 2014 年 12 月期の決算より新しい「企業会計準則」に準拠した決算を行う必要があります。

#### 【本書の内容、構成】

有限責任監査法人トーマツ 中国室では、今回の「企業会計準則」の改訂に合わせ、「2014 年改訂 増補版」を出版いたします。本書には、2014 年に改訂、新設された 8 つの具体準則の中国語原文と和訳を収録しています。従いまして、現段階における「企業会計準則」の全体像を把握するには、2010 年出版の「中華人民共和国 企業会計準則及び応用指南」(前編、後編の 2 冊組)と「2014 年改訂 増補版」と併せてご利用いただくことをお勧めいたします。

本書は中国現地の中国人経理業務担当者等との意思疎通に活用いただけるよう、和訳だけでなく中国語原文も掲載した見開き対照形式で構成してあります。また、中国子会社を管理される日本本社及び中国現地法人で活躍される皆様が「企業会計準則」を理解されるためのツールとしてもぜひご利用ください。



#### 《購入申込書》

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346  
お問合せ 電話 ▶ 03-6720-8341

お申し込み	お届け先ご住所
「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版」 を ( ) 冊 申し込みます。	〒
貴社名 :	.....
部署名 :	.....
ご芳名 :	.....
	☎ ( )

## M&A 実務セミナー

### 中国現地法人の再編・撤退・不正対応実務

主催: デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社、有限責任監査法人トーマツ、税理士法人トーマツ

中国の GDP 成長率目標は 2015 年に入り 7%前後に引き下げられ、中国経済は「新常态」に入ったと位置づけられました。経済成長は緩やかに減速しているものの、人件費の継続的な上昇や、近年の急激な円安傾向の影響により、多くの中国進出企業が厳しい経営環境に置かれている状況となっています。「世界の工場」としての役割から急激にその姿を変える中国において、現地法人の合理化は喫緊の課題であると考えられます。

また、中国の現政権において公務員・民間を含め広く汚職・腐敗の防止が謳われ、実際の摘発事例も頻発していますが、現地法人での不正は本社のレピュテーションを大きく揺るがすクリティカルな要素となっています。

今回、「中国現地法人の再編・撤退・不正対応実務」と題しまして、下記の内容のセミナーを開催します。本セミナーは、現在中国に現地法人を展開されている日本企業にとって役立てていただけるものと思料しています。

開催時間	セミナー内容	講師等
13 時 00 分～13 時 05 分	セミナー開催にあたってのご挨拶	デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー株式会社(以下、DTFA) 福島 和宏
13 時 05 分～13 時 35 分	オープニングトーク「中国の投資環境について」	有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志
13 時 35 分～14 時 35 分	中国現地法人の再編・撤退の実務と典型論点	DTFA 北村 史郎
14 時 35 分～14 時 45 分	休憩	
14 時 45 分～15 時 45 分	中国現地法人の再編・撤退に関する税務	税理士法人トーマツ 大久保 恵美子
15 時 45 分～16 時 45 分	中国現地法人での不正とその兆候	DTFA Prevost 真由美
16 時 45 分～17 時 00 分	全体を通じた質疑応答	

※セミナー内容や時間配分、講師等に変更がある場合がございます。ご了承ください。

- 開催日 2015 年 4 月 15 日(水)
- 時間 13:00 ～ 17:00 (受付開始 12:00～)
- 会場 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館 17F (セミナールーム 17-02)
- 参加料 無料 ※ご参加が確定次第、受講票をお送りいたします。
- 定員 80 名(1 社 2 名様程度まで)  
※お申込が定員を超えた場合には、お断りする場合がありますので、ご了承ください。
- 申込方法 下記 URL からお申し込みください。  
URL: <https://tohatsu.smartseminar.jp/public/seminar/view/2342>
- お問い合わせ先 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社 セミナー事務局  
Tel: 03-6213-1180 / E-mail: [dtfa.koho@tohatsu.co.jp](mailto:dtfa.koho@tohatsu.co.jp)

※過去に当グループ各社のセミナーにお申込み頂いた方、または現在トーマツのメールマガジンをご購読頂いている方は、ご設定済みの ID・パスワードで簡単にお申し込み頂けます。

※お申込みは 1 名様ずつのご登録が必要になります。

※未だ ID・パスワードをお持ちでない方は、上記 Web サイトより、[新規ユーザー登録はこちら]をクリックし、

ID・パスワードを設定してユーザー登録をして頂きます。その後、設定した ID・パスワードでログインしてセミナーにお申込ください。



執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香  
監修: 有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子  
執筆協力: デロイト中国ほか

## 中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

### 本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 永井 綾子

### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5  
名古屋ダイヤビルディング3号館  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
高橋 寿佳 / 前田 勝己

### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
林 和彦 / 三好 高志

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎  
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 P.R.C.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
田中 昭仁

#### 広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,  
510620 P.R.C.  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
前川 邦夫

#### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
滝川 裕介

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: + 853-2871-3033

### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039  
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 粟野 清仁  
谷口 直之(ERS)

### 税理士法人トーマツ

### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

### デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601  
野村 修一

#### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

#### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 P.R.C.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
アジア パシフィック クラスターリーダー 中川 正行  
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

#### 濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C  
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: + 86-23-6310-6170

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: + 86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: + 86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。